

様式第一号（第五条関係）

特定農林水産物等の登録の申請

農林水産大臣 殿

令和5年11月17日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり登録の申請をします。

（この申請書を提出する者）

☒申請者（1に記載） ☐代理人（以下に記載）

住所（フリガナ）：

氏名又は名称（フリガナ）：

法人の場合には代表者の氏名及び役職：

電話番号：

1 申請者

（1）単独申請又は共同申請の別

☒単独申請 ☐共同申請

（2）名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名及び役職

住所（フリガナ）：（〒690-0049）島根県松江市袖師町6-9

（シマネケンマツエシソデシチョウ6-9）

氏名又は名称（フリガナ）：宍道湖漁業協同組合

（シンジコギョギョウキョウドウクミアイ）

法人の場合には代表者の氏名及び役職：代表理事組合長 渡部 和夫

ウェブサイトのアドレス：<https://shinjiko.jp/>

（3）申請者の法形式：水産業協同組合法に基づき設立された漁業協同組合

2 農林水産物等が属する区分

区分名： 第4類 水産物類

区分に属する農林水産物等：貝類

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：宍道湖産ヤマトシジミ（シンジコサンヤマトシジミ）、宍道湖しじみ（シンジコシジミ）、Shinjikosan Yamato Shijimi、Shinjiko Shijimi、Lake Shinji Brackish Water Clam

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：島根県松江市及び出雲市

5 農林水産物等の特性

「宍道湖産ヤマトシジミ」は、島根県の宍道湖で漁獲される二枚貝で、その流通量と品

質の良さから全国的な知名度を有している。

粒が大きく肉厚で、ミネラルやアミノ酸を豊富に含み、食べて美味しい天然の健康食として需要者から高く評価されている。

多彩な魚介類が獲れる宍道湖の名物を称した「宍道湖七珍」の一つにも数えられ、古くから、夏バテしやすい「土用」の時期に滋養食として食されており、家庭の食卓や飲食店の定番メニューである郷土料理の「しじみ汁」や「すまし汁」に欠かせない食材であり、島根県の味覚を代表する産品である。

6 農林水産物等の生産の方法

(1) 漁獲対象種

島根県宍道湖内に生息するヤマトシジミ。

(2) 漁獲方法及び出荷基準

宍道湖漁業協同組合（以下「宍道湖漁協」という。）が定める操業規制に基づき漁獲方法及び出荷基準は、以下のとおりとする。

ア 漁獲に使用するカゴの目幅は11mm 以上。

イ 選別機の目幅は10mm 以上。

ウ 出荷規格は、殻幅10mm 以上。

(3) 最終製品としての形態

「宍道湖産ヤマトシジミ」の最終製品としての形態は、生鮮である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

島根県東部に位置する宍道湖は、塩分が海水のおよそ10分の1程度の汽水湖で、平均水深が4.5mと浅瀬が多いことから、薄い塩分水域を好み、水深4m以浅の湖岸部に多く生息するヤマトシジミに適した自然環境を有している。

また、宍道湖は周辺の複数の河川から多くの栄養分がもたらされるため、餌となる植物プランクトンが豊富に発生するといった好条件もあり、島根県が実施したヤマトシジミ資源量調査では、宍道湖全体で約4～5万トンのヤマトシジミが生息していると推定されており、宍道湖の湖底における生物量の約90%以上を占めている。

江戸時代幕末のころ、朝酌川（あさくみがわ）下流部の西川津付近のしじみは特に品質が良かったため、松江藩に献上される「御用しじみ」として扱われていた。また、松江では毎朝、天秤棒や手押し車でしじみを売り歩く「松江のしじみ売り」の光景が朝の風物詩であったとされており、古くから庶民の味としても親しまれてきた。

漁業者は「ジョレン」という漁具を使って、ヤマトシジミを漁獲し、大きさをそろえて出荷するが、資源が枯渇しないよう宍道湖漁協の主導のもと、昭和48年から休漁日や数量制限、サイズ制限などの資源管理を徐々に強化しており、長年にわたって蓄積してきたノウハウを踏まえ漁業者集団による柔軟で順応的な共同管理を実現している。

宍道湖では、昭和38年から宍道湖淡水化事業が進められていたが、「宍道湖産ヤマトシジミ」の存在が、水質やしじみを守るための署名活動や行政に対する陳情などの住民運動を盛り立てたことにより、昭和63年に事業は凍結され、最終的に平成14年に中止となっている。

古くから地域で食されてきた「宍道湖産ヤマトシジミ」は、島根県の郷土料理、家庭の食卓や学校給食、飲食店の定番といった日常食として根付いているが、とりわけ旬と言われている産卵前の身が肥え7月前後に漁獲される土用しじみと、越冬のため栄養を

蓄え身入りが良くなる 1 月から 3 月に漁獲される寒しじみが格別とされている。

8 農林水産物等の特性が確立したものであることの理由

宍道湖では、付近の縄文時代の貝塚からもヤマトシジミが多数発見されており、当地に定住した縄文人も食していたことがうかがわれる。

昭和30年代までは、全国的に価格が安かったこともあり、宍道湖周辺では地産地消が主であったが、昭和40年頃から、他産地の河川における河口堰工事や湖沼の干拓事業推進により全国的にヤマトシジミの漁獲量が減少し、年々価格が上昇したため、宍道湖でのしじみ漁が盛んになり、保冷車導入など輸送技術が向上したことをきっかけに、「宍道湖産ヤマトシジミ」は全国へ出荷され、漁獲量は大幅に増加した。

昭和48年以降、資源管理の強化などにより持続的に生産できる体制を整備した結果、昭和56年に宍道湖はヤマトシジミにおける漁獲量日本一となっており、令和6年における総務省の家計調査では、生産地である松江市のしじみに係る1世帯あたりの支出額と購入量が、14年連続で全国1位となっている。

現在、宍道湖には260名のしじみ漁業者がおり、早朝から湖上で行われるしじみ漁の風景は宍道湖の風物詩とされている。

宍道湖漁協では、毎年、小学生を対象として宍道湖の環境としじみ漁についての体験学習を実施しており、「宍道湖産ヤマトシジミ」は、地域の多くの児童の宍道湖に対する関心を高めるとともに環境保全の重要性を伝える役割を果たしている。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

(1) 法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

☐ 該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日についても記載する。）：

☒ 該当しない

(2) 法第13条第2項該当の有無（(1)で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

☐ 法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第2号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第3号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

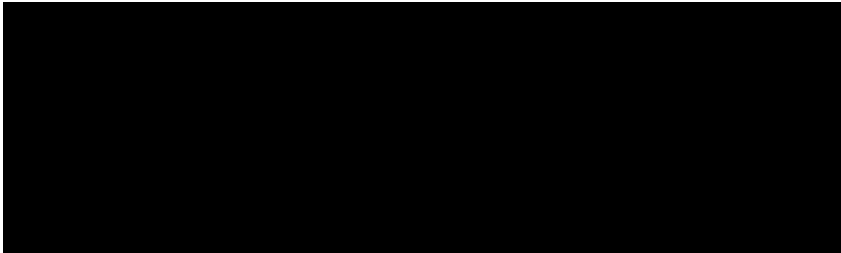
☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

10 連絡先（文書送付先）



[添付書類の目録]

申請書に添付した書類の「□」欄に、チェックを付すこと。

- ☒ 1 明細書
- ☒ 2 生産行程管理業務規程
- ☐ 3 代理人により申請する場合は、その権限を証明する委任状等の書類
- ☒ 4 法第2条第5項に規定する生産者団体であることを証明する書類
 - ☒ (1) 申請者が法人（法令において、加入の自由の定めがあるものに限る。）の場合は、登記事項証明書
 - ☐ (2) 申請者が法人（(1)に該当する場合を除く。）の場合は、登記事項証明書及び定款その他の基本約款
 - ☐ (3) 申請者が法人でない場合は、定款その他の基本約款
- ☐ 5 外国の団体の場合は、誓約書
- ☒ 6 法第13条第1項第1号に規定する欠格条項に関する申告書
- ☒ 7 法第13条第1項第2号ハに規定する経理的基礎を有することを証明する書類
書類名：第74年度（令和4年度）業務報告書17－18，21頁（財務諸表）
- ☒ 8 法第13条第1項第2号ニに規定する必要な体制を整備していることを証明する書類
書類名：第74年度（令和4年度）業務報告書 8頁
- ☒ 9 申請農林水産物等が特定農林水産物等に該当することを証明する書類等
書類名：
資料1：宍道湖は日本一のヤマトシジミの産地
資料2：宍道湖としじみ
資料3：出雲観光ガイド
資料4：需要者の評価
資料5：しじみ汁_みそ健康づくり委員会・JAしまね女性組織協議会
資料6：宍道湖漁協操業規制
資料7：島根の豊かな川と湖_宍道湖の概要・シジミの生態
資料8：令和5年度秋季ヤマトシジミ資源量調査結果
資料9：宍道湖の漁業_シジミ漁業について
資料10：大正末期から昭和初期に行われた大橋川拡幅以前の宍道湖の塩分
資料11：松江食べ物語
資料12：宍道湖におけるシジミ漁業の漁業管理制度
資料13：宍道湖・中海の淡水化事業と住民運動
資料14：うちの郷土料理_農林水産省
資料15：島根大学環境報告書2007
資料16：我が国の水産業_ヤマトシジミ
資料17：松江市「シジミ」支出額購入量14年連続全国1位_NHK
資料18：しまね観光ナビ_宍道湖風物詩
資料19：シジミ漁体験学習
参考1：商標出願・登録情報
参考2：生産行程管理業務様式（シジミ漁業漁獲成績報告書）
- ☒ 10 申請農林水産物等の写真
- ☒ 11 法第13条第1項第4号ロに該当する場合には、商標権者等の承諾を証明する書類
- ☐ 12 前記3から9まで及び11の書類が外国語で作成されている場合には、翻訳文